

「めぐるひろばプロジェクト at Circular Kameoka Lab」 企画運営等支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、「めぐるひろばプロジェクト at Circular Kameoka Lab」企画運営等支援業務を委託するにあたり、公募型プロポーザルの各種手続、要件等に関し必要な事項を定める。

1 業務委託の概要

(1) 業務名

「めぐるひろばプロジェクト at Circular Kameoka Lab」企画運営等支援業務委託

(2) 業務の目的

本市では、サンガスタジアム by KYOCERA 北側において、環境拠点施設「亀岡市環境プロモーションセンター」の運営を令和6年8月1日から開始している。

本センターでは、環境施策を広く発信するとともに、人々が集い、交流を深め、つながることで、世界に誇れる環境先進都市・亀岡市を実現するため、市の環境政策を展示するほか、次世代を担う子どもたちへの環境教育や、イベント・ワークショップ等の開催を実施する拠点として活用することとしているが、施設の認知度向上や来客数増加に課題を感じている。

このことから、本センターのコンセプトでもある「環（めぐる） ” ∞ ”」から連想する数字の「8」が付く日付をラボの日として、月3回の休日を限定しない曜日で定期的なイベントを開催することで、施設の認知度をあげるとともに、来客数の増加を目指した事業の実施を企画している。

具体的には、8日は本市の資源循環推進課が主催する「リユース事業」（モノが循環する「めぐる環（わ）物々交換市」の実施）、18日は「グリーンラーニング事業」（「循環」をテーマにしたワークショップなどを実施し、大人も子供も循環型の暮らしを考える機会を提供）、28日は「リペアカフェ事業」（服や家具、電化製品などあらゆるものを修理することで、モノを長く使い続けつつ、地域のコミュニティを醸成していくリペアカフェ事業の実施）の三つの事業を総称して、「めぐるひろばプロジェクト at Circular Kameoka Lab」を企画している。

このことから「めぐるひろばプロジェクト at Circular Kameoka Lab」の実施にあたっては、安全かつ円滑な事業運営が必要であり、効果的な企画に加え、会場設営や関係者等との連絡調整、安全管理や周知・広報等の企画運営全般に高い能力を有する事業者の企画運営等業務支援を受けるものである。

(3) 業務の仕様

「めぐるひろばプロジェクト at Circular Kameoka Lab」企画運営等支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 委託契約の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで（イベントは令和7年5月から実施する）

(5) 提案上限額

1,320,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

- ① この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものである。

- ② 上記提案上限額を超えてはならない。

2 参加の資格

本プロポーザルに参加するためには、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 本業務の公告日から契約締結日までの期間において、指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 本業務の内容と同種又は類似の業務を受注した実績を有すること。
- (7) 本業務を一括再委託しない者であること。
- (8) 契約期間中の業務は、原則として、プロポーザル提出書類を作成したスタッフと同一のスタッフが対応すること。
- (9) 複数の事業者がグループ（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合は、代表者は（1）から（8）までの要件を満たすものとし、その他の構成員は（1）から（5）までを満たすものとする。なお、契約締結は代表者で行うものとする。

3 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和 7 年 3 月 5 日（水） 午後 5 時まで（必着）
- (2) 提出書類 次の書類を提出すること。

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書（様式 1）	印鑑は実印を押印すること（法務局が証明する代表者の印鑑）。ただし、令和 6・7 年度亀岡市競争入札参加者資格を有している者は、亀岡市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
2※ ¹	印鑑登録証明書	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書※ ²
3※ ¹	法人登記簿謄本	法務局で発行する法人の登記簿謄本※ ² （現在事項証明書、履歴事項全部証明書でも可。個人にあつては住民票等住所のわかる証明書）及び法人定款
4	会社概要	法人等の名称、所在地、代表者氏名、法人の職員数等の記載のあるもの及び決算が確定している直近の 1 営業年度分(12 箇月)の財務諸表「貸借対照表・損益計算書等」。（任意様式）
5	業務実績（様式 4）	過去において、種類や規模を同じくする契約や実証事業について業務実績を具体的に記載すること。
6※ ¹	税の未納がない証明	直近年度の法人税・消費税及び地方消費税の未納がない証明書※ ² 、市町村税の未納がない証明書。（個人にあつても同じ）

7	コンソーシアム届出書兼委任状(様式2)	コンソーシアムで提案する場合のみ提出することとし、コンソーシアム協定書(様式3)をあわせて提出すること。
8※ ¹	誓約書(別記様式(第5条関係))	亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)及び亀岡市暴力団排除条例施行規則(平成25年亀岡市規則第9号)第5条に規定する誓約書

※¹ 令和6・7年度亀岡市競争入札参加資格を有している者は、2・3・6・8の提出は不要。

※² 公的機関から発行される証明書にあたっては、提出の日から3箇月以内に発行されたもの。

(3) コンソーシアムによる参加の場合は、代表事業者が他の構成事業者の会社概要等確認書類を合わせて提出すること。

(4) 提出部数 各1部

(5) 提出方法 直接持参又は郵便(書留郵便に限る。)

※持参の場合は、休館日(月曜日等)を除く午前9時から午後5時まで

4 実施要領等に関する質問・回答

(1) 受付期間 公募開始(公告日)から令和7年2月26日(水)正午まで

(2) 受付方法

質問書(様式5)に質問事項を記載し、事務局(後述)宛てに電子メール・ファックスで提出するものとし、電話・来庁における口頭等での質問は受け付けない。

電子メールの場合、タイトルを「プロポーザル質問書(会社名)」とし電子メールを送信した後に、事務局まで受信確認の電話をすること。

なお、質問は、企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。

(3) 回答日及び回答方法

令和7年2月28日(金)午後5時までに

亀岡市のホームページにて公開する。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和7年3月14日(金) 午後5時まで(必着)

(2) 提出書類 次の書類を提出すること。

番号	提出書類名	提出上の注意
1	企画提案書表紙(様式6)	表紙以外の各ページには会社名称、社章、商標などの企業名が特定できる情報は記載しないこと。
2	企画提案書	本業務の目的に対する基本的な考え方を述べた上で、仕様書に示す業務内容に対する支援内容に関して、具体的手法や工夫及びスケジュール等を、文章や図表等により簡潔かつ明瞭に記述して提案すること。※貴社の経験、アイデア、創意工夫あふれる提案等についても積極的に提案すること。

3	業務執行体制等 (様式7・7-1)	どのような体制（組織・チーム等）で本業務を実施するのかを記載し、配置予定担当者の資格、経歴等も記入すること。
4	提案見積書 (任意様式)	本業務の提案に係る見積書（見積明細書含む。）を提出すること。※見積書は消費税及び地方消費税相当額を除く額とし、月額と総額も記入すること。

- (3) 提出部数 各6部（正本1部・副本5部）
- (4) 提出方法 直接持参又は郵便（書留郵便に限る。）
 ※持参の場合は、休館日（月曜日等）を除く午前9時から午後5時まで
- (5) 企画提案書等について
 書式、枚数、縦横等の規格は任意とするが、サイズはA4とし、ページ番号を付すこと。
 簡潔・明瞭に記載し、膨大にならないこと。

6 プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

- (1) 実施日時・場所 令和7年3月中旬
 （※詳細な時間や実施場所については企画提案者と協議し決定する。なお、やむを得ない事情によるWEB会議システムによる実施については、企画提案者と協議し決定する。）
- (2) 説明時間 1事業者につき45分程度
 （プレゼンテーション30分程度・質疑15分程度）
- (3) 出席者 1事業者につき最大4名まで
- (4) 留意事項
 プレゼンテーションは、提出した企画提案書等をもとに行うものとし、追加提案や追加資料の配付は認めないが、要約資料を用意することは認める。当該要約資料については、企画提案書と齟齬がないこととし、プレゼンテーション開始時に6部紙資料を本市担当者へまとめて提出する。
 説明用資機材（プロジェクター、スクリーン、ディスプレイケーブル、延長コード）は亀岡市で用意するが、それ以外の機器（パソコン等）は参加者が用意すること。
 なお、プレゼンテーション・ヒアリングは個別に行い、非公開とする。

7 選定方法及び契約手続

- (1) 「めぐるひろばプロジェクト at Circular Kameoka Lab」企画運営等支援業務委託業者選定委員会において、最優秀提案者（優先交渉権者）を決定する。
- (2) 選定にあたっては、4名の委員が評価基準により、企画提案書類、プレゼンテーション・ヒアリング等により審査し、委員全員の総合計に基づき順位付けを行う。
- (3) 審査の結果、得点が最も高い者を優先交渉権者とし、契約締結の協議を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に得点が高い者から順に協議を行う。
- (4) 最高得点者が複数の場合は、見積額がより廉価であった事業者を受注候補者とするが、さらに見積額が同額であった場合は、選定委員会で協議のうえ決定する。
- (5) 参加事業者が1者の場合も選定を行うが、最低基準（総合点の6割）を満たさなかった場合は、このプロポーザルでの契約は行わない。

- (6) 選定における評価基準は、【別紙】 「めぐるひろばプロジェクト at Circular Kameoka Lab」 企画運営等支援業務委託企画提案審査基準」 のとおりとする。
- (7) 契約締結の手順は、次のとおりとする。
 - ① 選定した交渉権者と契約条件等の協議を行い、協議が整い次第、随意契約により契約を締結する。
 - ② 契約の方法は、亀岡市財務規則（昭和 40 年亀岡市規則第 1 号）に基づくものとする。なお、仕様書等に含まれない事項がある場合は、双方で協議し決定する。
- (8) 契約保証金は、亀岡市財務規則第 122 条の規定により契約代金の 100 分の 10 以上の額を納付する。ただし、同規則第 123 条各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (9) 選定結果は、最優秀提案者（優先交渉権者）が決定した後、速やかに参加者全員に通知するとともに亀岡市ホームページに掲載する。

8 選定審査対象除外について

次の事項に該当する場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 提出期限までに必要な書類を提出できなかったとき。
- (2) 「提案見積書」の金額が、上限額を超えているとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 実施要領に違反した又は公正を欠いた行為があったとして、選定委員会が認めたとき。
- (5) 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出しなかったとき。
- (6) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった又は指定の時間に 10 分以上遅刻したとき。
- (7) 通知の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じたとき。
- (8) 選定審査の結果、得点が最低基準（総合点の 6 割）を満たさなかったとき。

9 留意事項

- (1) 手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本プロポーザルに係る経費は、全て参加者の負担とする。
- (3) 企画提案書は、1 事業者につき 1 案とし、書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認めない。ただし、選定委員会から要請のあったものについては、この限りでない。また、提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償使用できるものとする。
- (5) 提出書類は、亀岡市情報公開条例（平成 24 年亀岡市条例第 21 号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
- (6) 選定結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (7) 本プロポーザルは、企画・提案能力のある事業者を選定するものであるため、候補者選定後に双方協議の上、業務の詳細についての仕様書を定めるものとする。
- (8) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに事務局へ連絡の上、理由を明記した辞退届を提出すること。

- (9) 本事業は令和7年度当初予算の議決を要することから、予算の議決がない場合は契約として成立しないこととする。

10 スケジュール

内 容	期日等	備 考
① 公告	令和7年2月20日(木)	参加表明書及び質問受付開始
② 参加表明書提出期限	令和7年3月5日(水)まで 午後5時必着	直接持参又は郵便(書留郵便に限る。)による。
③ 質問受付期限	令和7年2月26日(水) 正午まで	電子メール又はファックスとし、口頭での質問は受け付けない。
④ 質問回答日	令和7年2月28日(金) 午後5時まで	亀岡市ホームページで公開する。
⑤ 企画提案書提出期限	令和7年3月14日(金)まで 午後5時必着	直接持参又は郵便(書留郵便に限る。)による。
⑥ プレゼンテーション審査実施及び選定委員会	令和7年3月中旬	詳細は別途通知する。
⑦ 審査結果通知	令和7年3月下旬	
⑧ 業務委託契約締結	令和7年4月上旬	

11 事 務 局

担 当 部 課：亀岡市環境先進都市推進部 環境政策課 (担当：入江・鈴木)

住 所：京都府亀岡市保津町下中島 59-1 亀岡市環境プロモーションセンター

電 話：0771-21-9340 ・ F A X：0771-22-4911

電子メール：kankyo-soumu@city.kameoka.lg.jp